

# 林地開発許可に関する審査基準等について

令和5(2023)年4月 栃木県

知事が行う森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に規定する許可に当たっては、下記の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ロの審査基準とします。

また、許可についての標準処理期間を、下記のとおりとします。

## 記

### 1 審査基準

- ・ 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官通知)
- ・ 開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知)

### 2 標準処理期間

申請書の処理期間(申請書が環境森林事務所等に到達した日から当該申請に対する処分を行うまでの日数)は、80日を標準とします。

なお、次に掲げる日数は、標準処理期間に含まれません。

- ・ 申請者が申請書類等を補正するために要する日数
- ・ 関係他法令との調整に要する日数
- ・ 栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第2号)第2条に規定する休日の日数

### 3 適用期日

この審査基準等は、令和5(2023)年4月1日から適用する。ただし、同年3月31日までに申請された許可については、なお従前の例による。